

遺伝子組換え表示対象品目の見直し（平成19年度）について（案）

1. これまでの見直し経緯

遺伝子組換え食品の表示については、平成13年4月より、「食品衛生法」に基づく「食品衛生法施行規則（以下「規則」という。）」第21条及び「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）」に基づく「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（以下「基準」という。）」により、表示が義務づけられている。

遺伝子組換え食品の表示対象品目については、規則別表第7並びに基準別表1及び別表2に掲げられているが、基準附則第2項では、1年ごとに見直しを行うこととされており、平成12年3月に基準が制定されて以来、「表示対象品目の見直しの進め方について」（別紙）に従って、これまで毎年必要な見直しを行ってきたところである。

平成12年度	・高オレイン酸遺伝子組換え大豆及びその加工品を表示義務対象品目に追加。（農林物資規格調査会部会（平成13年2月））
平成13年度	・ばれいしょ加工品を表示義務対象品目に追加。（農林物資規格調査会遺伝子組換え食品部会（平成13年7月及び10月））
平成14年度	・見直しについて検討した結果、新たな品目の追加、変更は行わず。（第3回食品の表示に関する共同会議（平成15年2月））
平成15年度	・見直しについて検討した結果、新たな品目の追加、変更は行わず。（第14回食品の表示に関する共同会議（平成16年3月））
平成16年度	・アルファルファ及びアルファルファを主な原材料とするものを義務表示対象品目に追加。（第22回食品表示に関する共同会議（平成17年3月））
平成17年度	・てん菜及びてん菜（調理用）を主な原材料とするものを義務表示対象品目に追加。（第28回食品表示に関する共同会議（平成18年3月））
平成18年度	・高リシン遺伝子組換えとうもろこし及びその加工品を表示義務対象品目に追加。（第32回食品表示に関する共同会議（平成19年3月））

現在、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ及びてん菜の7つの農産物と、これを原材料とする加工食品のうち32食品群が遺伝子組換え表示の対象となっている。

平成19年度における対象品目の見直し結果は、以下のとおりである。

農産物及び加工食品

平成19年度においては、表示の対象品目に追加、変更はない。

前回見直しを行った平成19年3月からこれまでに食品としての安全性確認が行われた遺伝子組換え農産物に、作目として新たな追加はない（別紙2）。

今後、新たな農産物について食品としての安全性確認が行われ、我が国で流通する可能性が生じたものについては、すみやかに本共同会議に諮り、当該品目の追加について審議を行う。